

第 1

令和 8 年 7 月 2 3 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第29号 唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程制 定について	… 1
議案第30号 旧田野小学校プールの用途廃止について	… 8
議案第31号 旧唐津市肥前学校給食センターの用途廃止について	… 15
議案第32号 令和9年度使用教科用図書（一般図書）の採択について	… 20

2 協議事項

唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について	… 21
-----------------------	------

3 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 共催及び後援について（教育総務課）	… 36
② 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 37
(3) その他	

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和8年8月26日（水）14時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 29 号

唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 7 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 小中学校からの報道機関への情報提供の迅速化、効率化を図るため改正するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程

2 改正の理由

小中学校からの報道機関への情報提供の迅速化、効率化を図るため改正するもの。

3 改正内容

学校教育課が行う報道機関への情報提供(プレスリリース)のうち、小学校及び中学校が行うイベント・行事等に関するものについては、総合政策部広聴広報課への原稿及び資料の提出を不要とするもの。

4 施行期日

令和8年8月1日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会広報事務取扱規程（平成 27 年教育委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則に次のただし書を加える。

ただし、学校教育課が行う報道機関への情報提供のうち、唐津市立小学校及び中学校が行う行事に関するものについては、同規程第 8 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 29 号参考資料

唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
唐津市教育委員会の広報事務の取扱いに関し必要な事項については、唐津市広報事務取扱規程(平成 17 年規程第 1 号)の例による。 <u>ただし、学校教育課が行う報道機関への情報提供のうち、唐津市立小学校及び中学校が行う行事に関するものについては、同規程第 8 条第 2 項の規定は適用しない。</u>	唐津市教育委員会の広報事務の取扱いに関し必要な事項については、唐津市広報事務取扱規程(平成17年規程第1号)の例による。 _____ _____ _____

○唐津市教育委員会広報事務取扱規程

平成27年6月25日
教育委員会規程第4号

唐津市教育委員会広報事務取扱規程(平成17年教育委員会規程第2号)の全部を改正する。

唐津市教育委員会の広報事務の取扱いに関し必要な事項については、唐津市広報事務取扱規程(平成17年規程第1号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、市民に対して市政の普及、啓もう及び報道に関する事務(以下「広報事務」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広報事務)

第2条 広報事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が行う諸施策の広報に関すること。
- (2) 法令、条例、規則等の広報に関すること。
- (3) 広報紙の発行に関すること。
- (4) ラジオ放送及びテレビ放送による広報に関すること。
- (5) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (6) 各種行事の広報に関すること。

(市からの情報発信)

第3条 市政に関する市民の理解と協力を推進するため、市報、行政放送、公式ホームページ等により情報を発信する。

2 市報による情報の発信は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、発行日を変更し、又は臨時に発行することができる。

- (1) 市報からつ 月1回(1日発行)
- (2) 市報からつ点字版 月1回(10日発行)

3 行政放送による情報の発信は、随時更新して行うものとする。

4 公式ホームページによる情報の発信は、随時更新して行うものとする。

5 各課において必要な情報の発信は、印刷物、ラジオ放送、テレビ放送、新聞、広報車等により行うものとする。

(平24規程9・一部改正)

(情報発信の基準)

第4条 情報発信の基準は、市長が別に定める広報基準によるものとする。

(報道機関への情報提供)

第5条 報道機関への情報提供は、資料提供及び記者発表によるものとする。

2 資料提供及び記者発表の時期は、次のとおりとする。

- (1) 資料提供 行事開催日前5日まで
- (2) 記者発表 記者発表希望日前10日まで

(広報主任)

第6条 広報事務を取り扱うため、各課に広報主任を置く。

2 広報主任は、各課の庶務をつかさどる係長をもって充てる。

3 広報主任に事故があるときは、各課の課長が指名する者がその職務を代理する。

(平24規程9・一部改正)

(広報主任の業務)

第7条 広報主任は、各課の広報事務について、審査、指導、促進等の業務を行うものとする。

(原稿の送付)

第8条 広報主任は、市報、行政放送、公式ホームページでの情報発信の必要があるときは、原稿及び資料を取りまとめ、所属課長(課長相当職にある者を含む。)の校閲を経て、総合政策部広聴広報課長(以下「広聴広報課長」という。)が指定する日までに広聴広報課長に提出しなければならない。

2 広報主任は、報道機関への情報提供の必要があるときは、原稿及び資料を取りまとめ、本庁においては所属部長又は局長の校閲を、市民センターにおいては市民センター長の校閲を経て、その都度広聴広報課長に提出しなければならない。

(平17規程56・平22規程4・平24規程9・平25規程6・平27規程4・平28規程4・平30規程13・令4規程9・令7規程1・一部改正)

(原稿の修正)

第9条 広聴広報課長は、前条の規定により送付を受けたときは、原稿の内容等を検討のうえ、字句の変更、増減等適宜修正することができる。

(平17規程56・平22規程4・平25規程6・平27規程4・平28規程4・令4規程9・一部改正)

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第56号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規程第9号)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第13号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第9号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第1号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 30 号

旧田野小学校プールの用途廃止について

旧田野小学校プールについて、用途廃止するものとする。

令和 8 年 7 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 令和 6 年 3 月 31 日付けで閉校した旧田野小学校のプール施設について、解体の実施に伴い用途廃止を行うものである。

旧田野小学校プールの用途廃止について

1 概要

令和6年3月31日付けで閉校した旧田野小学校のプール施設について、解体の実施に伴い用途廃止を行うもの。

2 用途廃止する建物

名 称：旧田野小学校プール

所在地：唐津市肥前町田野字小崎甲1287番10

建 物：プール機械室・プール更衣室・便所

昭和59年建築 鉄筋コンクリート造1階建

65.00㎡

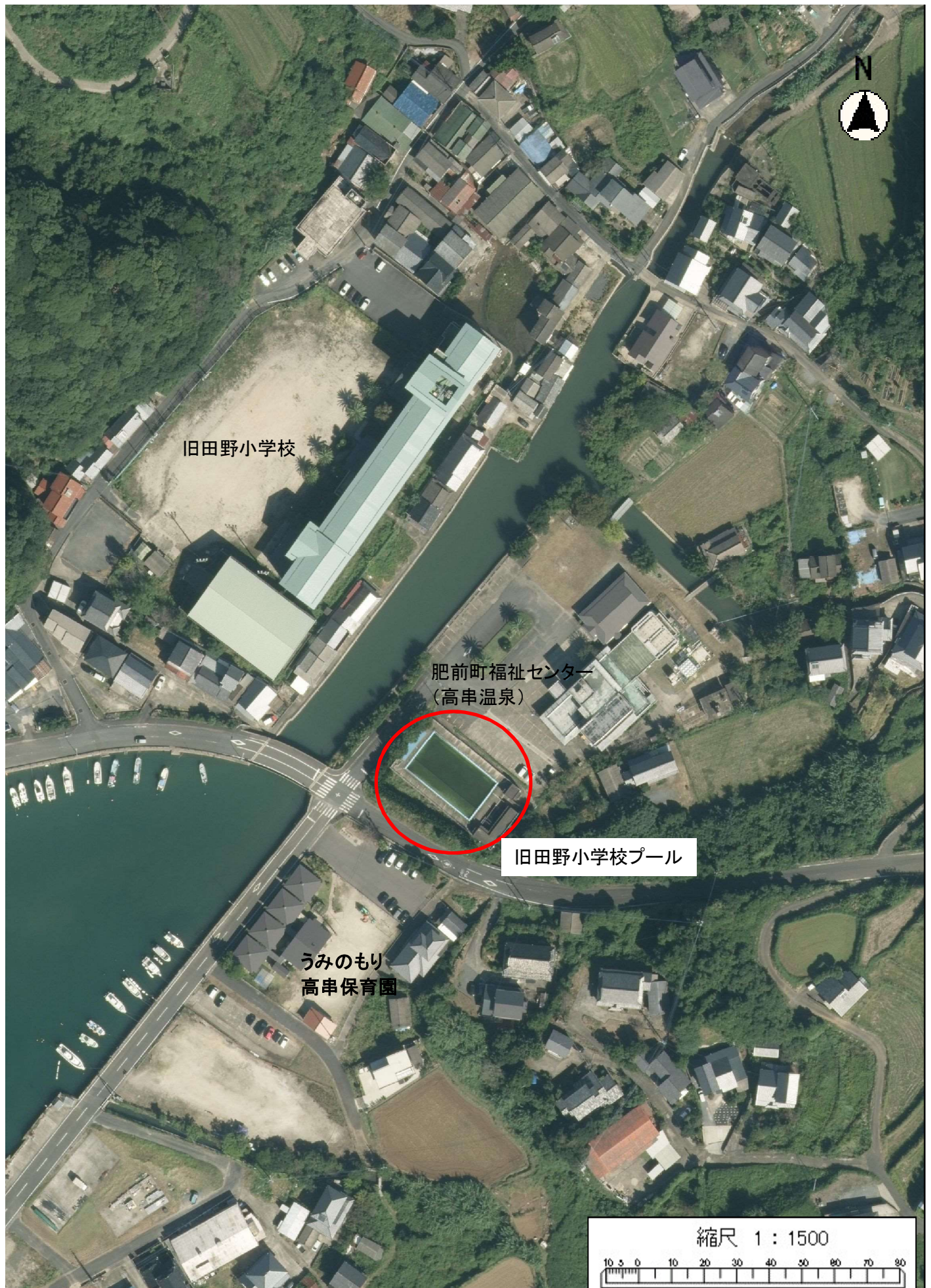
3 その他

土地については、福祉総務課が所管する財産（唐津市肥前町福祉センター）

位置図



航空写真



現 況 写 真



【プール全景】



【プール施設】

建 物 台 帳

管理番号	528		
会計	一般会計		
管理課	教育委員会 教育施設課		
名称	田野小学校	1	
分類	行政財産（公共用）	2	
種目		3	
用途	学校教育施設	4	
所在	唐津市肥前町田野 甲2930-1	5	
従物			
非木造・木造	棟	6	4,451.15 43.00
備考			

建物台帳（明細）

1 / 2

1 / 2

管理番号		528	田野小学校				建物口数（㎡）						1 / 2		
明細番号	代表	異動年月日		名称				増		減		現 在 高		所 在 地	
				各 階 情 報				数	量	価 格	数	量	価 格	備 考	
1	*	昭和51年度 昭和51年 8月 1日		校舎		階 数	面 積 ㎡	0	㎡	円	0	㎡	円	唐津市肥前町田野甲2930-1	
保有区分	自治体所有：		あり					取得年月日	取得事由		異動年月日	異動事由			
	借 地：		なし					昭和51年 8月 1日	新築						
	共 有：		なし					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
	種類		その他												
屋根	その他			鉄骨造	鉄 面 積	3,434.34					昭和51年 8月 1日				
構造	鉄筋コンクリート造（RC）														
2		昭和59年度 昭和59年10月 1日		プール施設		階 数	面 積 ㎡	0	㎡	円	0	㎡	円	唐津市肥前町田野甲2930-1	
保有区分	自治体所有：		あり					取得年月日	取得事由		異動年月日	異動事由			
	借 地：		なし					昭和59年10月 1日	新築						
	共 有：		なし					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
	種類		その他												
屋根	その他			鉄骨造	鉄 面 積	65.00					昭和59年10月 1日				
構造	鉄筋コンクリート造（RC）														
3		昭和63年度 平成元年 2月 1日		屋内運動場		階 数	面 積 ㎡	0	㎡	円	0	㎡	円	唐津市肥前町田野甲2930-1	
保有区分	自治体所有：		あり					取得年月日	取得事由		異動年月日	異動事由			
	借 地：		なし					平成元年 2月 1日	新築						
	共 有：		なし					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
	種類		その他												
屋根	その他			鉄骨造（S）	鉄 面 積	936.81					平成元年 2月 1日				
構造	鉄骨造（S）														
4		昭和63年度 平成元年 2月 22日		自転車置場		階 数	面 積 ㎡	0	㎡	円	0	㎡	円	唐津市肥前町田野甲2930-1	
保有区分	自治体所有：		あり					取得年月日	取得事由		異動年月日	異動事由			
	借 地：		なし					平成元年 2月 22日	新築						
	共 有：		なし					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
	種類		その他												
屋根	その他			コンクリートブロック造	鉄 面 積	15.00					平成元年 2月 22日				
構造	コンクリートブロック造														

建物台帳（明細）

2 / 2

管理番号	528	田野小学校										
明細番号	代表	異動年月日	名称		増減		現在高		所在地			
			各階情報		数量	価格	数量	価格	備考			
5	自治体所有：あり 借地：なし 共有：なし	昭和57年度 昭和57年 8月 1日	便所（構造要確認）		m ² 0.00	円 0	m ² 10.00	円 0	唐津市肥前町田野甲2930-1			
			階数	面積 m ²	取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由				
					昭和57年 8月 1日	新築						
					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
								昭和57年 8月 1日				
6	自治体所有：あり 借地：なし 共有：なし	昭和59年度 昭和60年 3月31日	倉庫（構造要確認）		m ² 0.00	円 0	m ² 33.00	円 0	唐津市肥前町田野甲2930-1			
			階数	面積 m ²	取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由				
					昭和60年 3月31日	新築						
					処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日				
								昭和60年 3月31日				
			総面積									
			鉄骨造（S）		33.00							

議案第 31 号

旧唐津市肥前学校給食センターの用途廃止について
旧唐津市肥前学校給食センターについて、用途廃止するもの。

令和 8 年 7 月 23 日

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宜 康

提案理由 令和 5 年 7 月 24 日に廃止した旧唐津市肥前学校給食センターについて、解体の実施に伴い用途廃止を行うものである。

旧唐津市肥前学校給食センターの用途廃止について

1 概要

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い、令和5年7月24日に廃止した旧唐津市肥前学校給食センターについて、解体の実施に伴い用途廃止を行うもの。

2 用途廃止する建物

名 称：旧唐津市肥前学校給食センター

所在地：唐津市肥前町入野甲2217番地2

建 物：（1）給食センター

昭和52年度建築 鉄骨造

417.04㎡

（2）車庫

昭和52年度建築 コンクリートブロック造

43.22㎡

（3）浄化槽

昭和52年度建築 コンクリートブロック造

5.35㎡

（4）会議室他（増築部分）

平成19年度建築 木造

42.75㎡



旧唐津市肥前学校給食センター 現況写真



正 面(2階は増築部分)



裏 面



車 庫
— 18 —

建物台帳（明細）

1 / 1

管理番号		542 旧肥前学校給食センター												
明細番号	代表	異 動 年 月 日	名 称		増		減		現 在 高		所 在 地			
			各 階 情 報		数	量	価 格		数	量	価 格		備 考	
1	*	昭和52年度 昭和53年 3月 1日	給食センター			m ²		円		m ²		円	唐津市肥前町入野甲2217-2	
保有区分	自治体所有：あり 借 地：なし 共 有：なし			階 数	面 積 m ²	0.00		0		417.04		0		
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由					
						昭和53年 3月 1日	新築							
						処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日					
種類	その他											昭和53年 3月 1日		
屋根	スレート													
構造	鉄骨造（S）		総面積		417.04									
2		昭和52年度 昭和53年 3月 1日	車庫			m ²		円		m ²		円	唐津市肥前町入野甲2217-2	
保有区分	自治体所有：あり 借 地：なし 共 有：なし			階 数	面 積 m ²	0.00		0		43.22		0		
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由					
						昭和53年 3月 1日	新築							
						処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日					
種類	その他											昭和53年 3月 1日		
屋根	銅板													
構造	コンクリートブロック造		総面積		43.22									
3		昭和52年度 昭和53年 3月 1日	浄化槽			m ²		円		m ²		円	唐津市肥前町入野甲2217-2	
保有区分	自治体所有：あり 借 地：なし 共 有：なし			階 数	面 積 m ²	0.00		0		5.35		0		
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由					
						昭和53年 3月 1日	新築							
						処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日					
種類	その他											昭和53年 3月 1日		
屋根	その他													
構造	コンクリートブロック造		総面積		5.35									
4		平成19年度 平成20年 3月31日	会議室他			m ²		円		m ²		円	唐津市肥前町入野甲2217-2	
保有区分	自治体所有：あり 借 地：なし 共 有：なし			階 数	面 積 m ²	0.00		0		42.75		0		
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由					
						平成20年 3月31日	新築							
						処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日					
種類	その他											平成20年 3月31日		
屋根	瓦													
構造	木造		総面積		42.75									